

阿南の未来「自分ごと」会議を傍聴しませんか

8月29日から延期していました標記の会議を、次の日程で開催します。

日時 10月30日(土) 9:30～16:30(予定)

場所 市役所1階 あなんフォーラム(正面玄関からご入場ください)

内容 市が行う次の5つの事業について、有識者による議論を参考に、市民評価人の皆さまに事業の在り方を評価していただきます。

1事業目 ふるさと活性21活動補助金事業 9:30～10:30

2事業目 ふるさとづくり基金地域活性化補助金交付事業 10:40～11:40

3事業目 資源ごみ回収奨励金交付事業 13:00～14:00

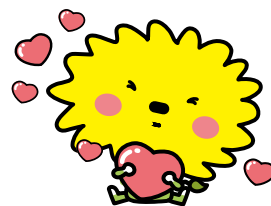
4事業目 勤労女性センター事業 14:10～15:10

5事業目 高齢者特定回数乗車券等交付事業 15:20～16:20

※どなたでも傍聴することができますが、傍聴席の数に限りがあります。

※ご来場の際は、マスクの着用にご協力ください。

※「自分ごと」会議の様子は、YouTubeによるリアルタイムでの傍聴も可能です。また、後日、ケーブルテレビ等でも配信します。



YouTubeによる傍聴は「阿南市公式チャンネル」からご覧ください。



問い合わせ 行革デジタル戦略課 ☎24-8024

行政相談週間 ～あなたの声をお聴きします～

10月18日(月)から24日(日)までは「行政相談週間」です。

行政相談週間とは、総務省の「行政相談」を広く皆さんにお知らせしてお気軽に利用していただくために、総務省が全国一斉に実施しているものです。お困りの場合はお気軽にご相談ください。



<相談例>

- ・コロナに関する支援策を知りたい
- ・道路が傷んでいて危険
- ・どこに相談したらいいのかわからない
- ・役所に申請したが、手続きが進まない
- ・窓口には行きづらい

相談は無料で、秘密は固く守られます。

行政苦情110番

電話番号 0570-090110

担当 総務省行政相談センター
「きくみみ徳島」

受付時間 平日8:30～17:15

※受付時間外や土、日、祝日は、留守番電話で受け付けます。

還付金詐欺にご注意!

保険料等の還付で、
銀行のATMへ行ってください
は、詐欺です!

市内で介護保険料等の還付があると、銀行名を聞き、ATMへ誘導する不審な電話が10件以上報告されています。

保険料等の還付手続きで、銀行のATMを操作することはありません。不審な電話と思われた場合は、電話を切り、改めて市役所に確認するなどの対応をしてください。

問い合わせ 介護保険課 ☎22-1793

令和3年度 コミュニティ助成事業で整備しました

宝くじの一般コミュニティ助成事業の助成を受け、深瀬町協議会が、深瀬町コミュニティセンターにコミュニティ活動備品を整備しました。地域のコミュニティ活動の振興と発展に活用されることを期待します。

このコミュニティ助成事業は、宝くじの社会貢献広報事業として、一般財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源に実施しています。

問い合わせ
市民生活課市民活動支援室 ☎24-8061

40歳から74歳の国民健康保険加入の皆さまへ 令和3年度 特定健康診査を受けましょう

- 受診場所** 県内医療機関および集団健診(詳細は受診券同封の実施機関一覧表を参照)※対象の方には、6月末頃に受診券を送付しています。
- 受診期間** 12月31日まで(10月1日から令和4年3月31日の間に75歳に到達する方は9月30日まで)
- 健診費用** 自己負担1,000円※市内医療機関および集団健診は無料。

集団健診日程

11月9日(火)、12月16日(木) 健康づくりセンター
11月26日(金) 橘公民館
とくしま未来健康づくり機構(総合健診センター)へ
健診日の2週間前までに電話予約
☎088-678-3557 ※平日8:30~16:00

阿南市データヘルス計画中間評価について <データヘルス計画を基に保健事業を実施しています>

第2期阿南市保健事業実施計画(第2期データヘルス計画)は、詳しい医療費分析と健診データ等の分析をすることにより、阿南市国民健康保険事業の課題を抽出し、被保険者の皆さまの健康寿命の延伸に資する保健事業を展開していくことを目的として、平成30年度から令和5年度の6年計画として策定されました。中間年度となる令和2年度に、これまでの保健事業の進捗状況を踏まえて、目標値の修正や事業の方向性の見直しを行いました。

重点項目	目標値および主な取組内容						
①特定健康診査受診率向上	基準年(平成28)	32.8%	中間評価	33.5%	目標値(令和5)	50.0%	対象者に応じた通知・電話による受診勧奨、医療機関との連携、受診環境の整備、ドック募集人数の増員
②重症化予防 (総医療費における割合を抑える)		脳血管疾患	2.2%		2.0%	2.0%	高血圧・高血糖・脂質異常・腎機能低下および特定健診時の心電図検査(令和2年度より全数実施)異常所見者への積極的な保健指導、受診状況や健診結果の分析、栄養指導の充実
		虚血性心疾患	2.4%		2.0%	2.0%	
		糖尿病性腎症	8.6%		9.4%	9.1%	
③医療との連携	糖尿病連携手帳・CKD 予防連携手帳・血圧記録手帳の活用、未受診者対策、重症化予防事業等						
④高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(令和3年度より実施)	高齢者一人ひとりの健康課題を解決し、健康寿命の延伸・医療費の削減につなげるため、後期高齢者の生活習慣病重症化予防およびフレイル予防として、保健事業と介護予防事業を一体的に実施。						

※第2期データヘルス計画について、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

年金相談 Q & A



Q 国民年金に加入していますが、国民年金保険料の納め忘れがないか心配です。なにか良い方法はありませんか。

A 国民年金保険料の納付について、口座振替の手続きをすることにより、毎月自動的に引き落としされます。そのため納期限を気にする必要がなく、納め忘れがなくなります。

申込方法は、口座振替納付申出書に必要事項を記入・押印(口座届出印)し、金融機関に提出してください。

また、残高不足で引き落としされなかったときは、翌月分の引き落としの際に、再振替(翌月分と一緒に2カ月分を引き落とし)します。再振替ができなかったときは、納付書が送付されますので、金融機関などの窓口で納めてください。

問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

10月は国民健康保険適用適正化強化月間です

～国保資格の適正な適用にご協力をお願いします～
国民健康保険の届出は忘れずに!
「届出は、14日以内に」

●国民健康保険に加入の必要がある方

国民健康保険は、職場の健康保険、後期高齢者医療制度に該当される方などを除いて、全ての人が加入する制度です。退職などで他の健康保険に加入していない人は、国保に加入する必要があります。加入の届出が遅れると、国民健康保険税をさかのぼって納めることとなりますので、早めに手続きをしましょう。

●国民健康保険から脱退する必要がある方

職場の健康保険などに加入した方(被扶養者を含む)は、国保を脱退するための届出が必要です。届出が遅れると国保税と職場の健康保険料を二重に支払ってしまいますので、忘れずに手続きをしましょう。

※加入・脱退の届出に必要な書類等がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

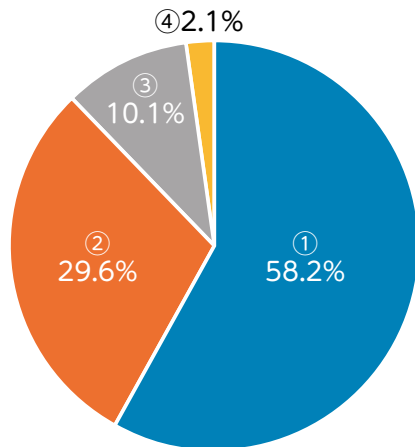
問い合わせ 保険年金課 ☎22-1118

地域農業に対する皆さんの考えをお聞かせください

現在、農林水産課では「人・農地プラン」の作成に取り組んでいます。「人・農地プラン」とは、阿南市の農地を次の担い手(耕作者)につなげることを見据えて、農業の今後の方針を考える取組です。

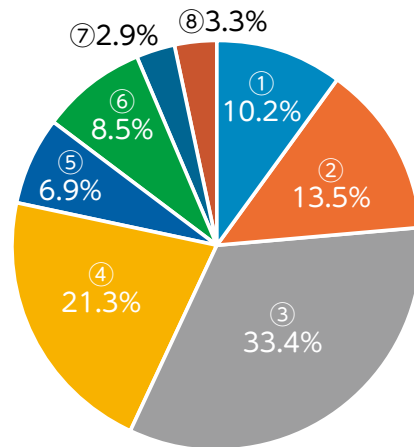
令和2年1月に地域農業の将来(人と農地プラン)に関するアンケート調査を実施しました。その結果の一部(下図を参照)を公表します。

農業後継者の状況について



- ① 後継予定の者がいない(58.2%)
- ② 後継予定の者がいる(29.6%)
- ③ 共に営農している者が後継者(10.1%)
- ④ 回答無し(2.1%)

所有地を今後どうしたいですか (規模縮小・または貸出を選択した方のみ)



- ① 耕作を続ける(10.2%)
- ② すぐにでも貸したい(13.5%)
- ③ 将来的に貸したい(33.4%)
- ④ 将来的には売却したい(21.3%)
- ⑤ 作業委託したい(6.9%)
- ⑥ 第三者に経営委譲してもよい(8.5%)
- ⑦ 貸したくない(2.9%)
- ⑧ 回答無し(3.3%)

※その他の集計結果(「農業経営の今後」「後継者の有無」)などがご覧になりたい方は、農林水産課、各支所、各公民館までご来訪ください。

また、アンケートを基に作成した「農地の後継者の有無」などの地図等を農林水産課窓口、各支所、各公民館に掲示しています。

結果を踏まえ、皆さんの考えをお聞かせください。

- あなたの農地は10年後どのようになっていると思いますか
- 地域の農業の継続のためにはどうしたらいいと思いますか など

意見受付期間 10月1日(金)～29日(金)

記入用紙設置場所 各支所、各公民館、農林水産課(市役所6階)

※市ホームページにおいても、地図の閲覧とアンケートの回答をすることができます。



※本来、地域での座談会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため座談会を中止し、アンケート形式で皆さんからのご意見を募集することとしました。座談会に参加予定だった方におかれましては、ご理解いただけますようお願い申し上げます。

問い合わせ 農林水産課 ☎22-1598

はかりの定期点検があります

取引および証明に使用する「はかり」をお持ちの方は、計量法に基づく定期検査を受けてください。

実施日(10月)	受付時間	実施場所
1日(金)	10:00~15:00	那賀川支所
4日(月)	10:00~15:00	羽ノ浦支所
5日(火)	10:00~12:00	加茂谷公民館
	13:00~15:00	長生公民館
6日(水)	10:00~12:00	桑野公民館
	13:00~15:00	新野公民館
7日(木)	11:00~12:00	椿泊漁業協同組合
	13:00~14:00	椿公民館
	15:00~16:00	福井公民館
8日(金)	10:00~15:00	橘公民館
11日(月)	10:00~15:00	見能林公民館
12日(火)	10:00~15:00	ひまわり会館

問い合わせ
徳島県立工業技術センター ☎088-669-6369
または 商工政策課 ☎22-3290

10月1日は「浄化槽の日」です 年1回は浄化槽の水質検査を受けましょう!

◆法定検査

浄化槽を設置している場合は、法律により1年に1回、放流水の水質検査を受検することが義務づけられています。

この検査は、徳島県知事が指定した機関である(公社)徳島県環境技術センターが実施しますので、通知があった場合は、必ず受検してください。

今年度は、10月7日(木)から19日(火)の期間で法定検査を実施します。

※浄化槽法改正(平成18年2月1日)により、未受検者には罰則規定が設けられています。



◆保守点検

浄化槽の保守点検は、2~4カ月に1回以上実施しなければなりません。この保守点検を行うためには専門的な知識や器具が必要ですので、県知事に登録した専門業者に委託して実施してください。

◆清掃

浄化槽の清掃は1年に1回以上実施することが義務づけられています。市町村長が許可した業者に委託してください。

問い合わせ
公益社団法人徳島県環境技術センター ☎088-636-1234
または 環境保全課 ☎22-3413

旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

適応火災マークを確認してください!

適応火災のマーク



文字表示の消火器は、交換が必要です。



普通
火災用

油
火災用

電気
火災用

絵表示の消火器は、今後も設置可能です。



普通火災用

油火災用

電気火災用

旧規格の消火器は2021年12月31日までに交換が必要です。

消防法令に基づき消火器の設置が義務付けられている建物等では、2022年1月1日以降、旧規格の消火器の設置は認められませんので、交換・リサイクルをお願いします。

一般家庭等で自主設置されている消火器は、消防法令上の交換義務はありませんが、使用期限内での交換を推奨します。

2012年以降に製造された消火器は旧規格ではありません。旧規格と新規格の違いについては、上記のイラストを参考にしてください。



問い合わせ 消防本部 予防課 ☎22-3799